

日本臨床催眠学会会則

第1章 名称および事務局

(名称)

第1条 この会は日本臨床催眠学会と呼称する。

2 この会の英文名は、**Japanese Society of Clinical Hypnosis**（略称 JSCH）とする。

(事務局)

第2条 この会は主たる事務局を東京都新宿区アカデミーセンターに置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この会は医学、歯学、心理学の諸分野における催眠およびその近縁療法の臨床適用の促進と技法の向上を目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術発表のための学術大会の開催
2. 学術論文発表のための機関誌およびニューズレターの発行
3. 研修会の開催
4. 会員の資格認定にかかわる業務
5. その他この会の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(会の構成)

第5条 この会の会員は次の会員をもって組織する。

1. 正会員 (イ) 医学、歯学、心理学の諸科学を専攻する大学学部または大学院を卒業したもの、または公認心理師資格もしくは臨床心理士資格を有するもので、(ロ) 医学、歯学、心理学に関する日本学術会議に登録された当学会以外の学術諸団体の正会員で、(ハ) 現在医学、歯学、心理学の諸領域で臨床活動に従事しこの会の主旨に賛同し、理事会の承認を得て入会した個人。
2. 学生会員 上記(イ)に示した諸科学を専攻する大学院(医歯学部は5学年以上)の学生でこの会の趣旨に賛同し、理事会の承認を得て入会した個人。
3. 名誉会員 この会または臨床催眠学に関し特に功労のあった者で、理事会の議決を経て推薦されたもの。

(会員の権利・責務)

第6条 すべての会員はこの会の開催する学術大会に研究発表することができる。

2 すべての会員はこの会の発行する機関誌の配布を受けることができる。

3 正会員のうちこの会が定める資格認定基準を満たした者は、この会の認定資格を取得することができる。

4 正会員で会員資格を喪失した場合および認定資格を更新しなかった場合には、認定資格を喪失する。

5 名誉会員は認定資格の更新を必要としない。

6 会員は第5条に定める入会資格に異動があったときには、すみやかに事務局へ申告しなければならない。

(入会金・会費の負担)

第7条 正会員または学生会員として入会する者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

2 正会員および学生会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

3 名誉会員は入会金および会費納入を必要としない。

(休会)

第8条 会員は休会届けを提出し、理事会において正当な理由があると認められたときには休会することができる。

2 理事会は休会中の会員の会費を免除することができる。

(任意退会)

第9条 会員は退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

2 理事会は当該会員が戒告または除名に該当する可能性があるなど正当な理由があると認められた場合、退会手続きを停止することができる。

(戒告・除名)

第10条 会員の行為が別に定める倫理綱領に抵触すると認められた場合、理事長は理事会の決議をもって当該会員に戒告を行いまたは除名することができる。

2 理事会は前項にもとづき会員に戒告を行いまたは除名したときは、総会にてその旨を報告しなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条のほか、会員は次のいずれかに該当するに至った場合は、会員資格を喪失する。

1. 第5条に定める入会資格を喪失したとき
2. 当該会員が死亡または失踪宣告を受けたとき
3. 第7条第2項の会費を続けて2年以上滞納したとき

2 理事会は、前項に該当する会員から申請を受け正当な理由があると認めた場合は、会員資格の喪失を保留することができる。

第4章 総会

(構成)

第 12 条 総会は第 5 条に規定する正会員をもって構成する。

(権限)

第 13 条 総会は次の事項について決議する。

1. 理事および監事の選任および解任
2. 会則の変更
3. 各事業年度の事業報告および決算報告の承認
4. 各事業年度の事業方針および予算案の承認
5. 会費の金額
6. 解散・合併および残余財産の処分
7. 理事会において総会に付議した事項

(開催)

第 14 条 総会は毎年 1 回開催する。また理事長が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。

(招集)

第 15 条 総会は理事会の決議にもとづき、理事長が招集する。

2 総正会員の 5 分の 1 以上の正会員は、理事長に対し総会の目的である議事と招集の必要性を記した書面により、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、理事長に指名され総会で承認された会員がこれにあたる。

(決議)

第 17 条 総会の決議は出席した会員の過半数をもって行う。

(議事録)

第 18 条 総会の議事について、議事録を作成する。

2 理事長、議長（議長≠理事長なら）および出席した理事のうち総会で議事録署名人に選任された 1 名の者は、前項の議事録に署名捺印を行う。

第 5 章 役員

(役員の設定)

第 19 条 この会には次の役員をおく。

1. 理事 若干名
2. 監事 1 名
- 2 理事のうち 1 名を理事長とする。
- 3 理事長は、理事のうち若干名を理事長補佐に任命することができる。
- 4 理事長を除く理事のうち 1 名を事務局長とし、この会の事務を統括する。
- 5 理事長および事務局長は細則で定める理事の互選により選任する。

(役員を選任)

第 20 条 理事はこの会の正会員の中から理事会の推薦を受け、総会で選任する。

2 監事はこの会の正会員の中から理事会の推薦を受け、総会で選任する。

3 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務および権限)

第 21 条 理事は理事会を構成し、第 27 条に規定する職務を遂行する。

2 理事長は、この会を代表しこの会の業務を執行する。

3 理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは理事長補佐がその職務を代行する。

(監事の職務および権限)

第 22 条 監事は理事の職務の執行を監査し、監査報告作成する。

(役員任期)

第 23 条 理事の任期は、選任から 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに開催される定期総会の終了までとする。

2 監事の任期は、選任から 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに開催される定期総会の終了までとする。

3 理事および監事の再任は、これを妨げない。

4 理事長の任期は 3 年とし、連続しての再任は 2 期までとする。

(役員解任)

第 24 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 25 条 役員は無報酬とする。

2 理事会は役員がその業務遂行に要した費用を支払うことができる。その詳細は細則による。

第 6 章 理事会

(構成)

第 26 条 この会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(職務)

第 27 条 理事会は次の職務を行う。

1. 総会の招集に関する事項の決議
2. 事業計画および収支予算の決議
3. 理事長、理事長補佐および事務局長の選任および解任
4. 理事および監事の推薦
5. 会員の資格停止に関する事項の決議
6. その他、この会の組織および運営に関する重要事項

(開催)

第 28 条 理事会は次の場合に開催する。

1. 定例理事会は毎年 2 回開催する。また理事長が必要と認めた場合は、臨時理事会を開催することができる。
2. 理事長以外の理事より、会議の目的と必要性を記した書面により開催の請求があったとき。

(招集)

第 29 条 理事会は理事長が招集する。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、事務局長がこれにあたる。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事について、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録は、次回の理事会にて承認を得る。

(委員会)

第 33 条 理事会は本会の事業を円滑に遂行するため、理事会の下に委員会を設けることができる。

第 7 章 会計

(事業年度)

第 34 条 この会の事業年度は毎年 4 月 1 日から、翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画および収支予算)

第 35 条 この会の事業計画および収支予算は、毎事業年度の第 1 回理事会までに理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

(事業報告および決算)

第 36 条 この会の事業報告および決算は、毎事業年度終了後に理事長が次の書類を作成し、監査の承認を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

1. 事業報告
2. 貸借対照表
3. 損益計算書

2 前項の書類は定期総会に提出し、第 1 号については報告し、その他については承認を得なければならない。

平成 13 年 9 月 8 日制定
平成 14 年 11 月 17 日改定
平成 15 年 3 月 1 日改定
平成 15 年 8 月 31 日改定
平成 16 年 11 月 20 日改定
平成 19 年 1 月 5 日改定
平成 19 年 11 月 25 日改定
平成 29 年 11 月 4 日改定
令和元年 5 月 25 日改定
令和元年 12 月 1 日改定
令和 3 年 12 月 11 日改定
令和 6 年 11 月 3 日改定